

2024年5月17日

各 位

会社名 能美防災株式会社

代表者名 代表取締役社長 岡村武士

(コード:6744、東証プライム市場)

問合せ先 執行役員 総務部担当 小野泰弘

(TEL. 03 - 3265 - 0214)

取締役(非業務執行取締役、監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式報酬制度の継続および一部改定のお知らせ

当社は、2021年3月25日付の「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、当社の取締役(非業務執行取締役および社外取締役を除きます。)を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。そして、2024年3月28日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は、2024年6月25日開催予定の第80回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)における承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に機関設計を移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の取締役(非業務執行取締役、監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。)に対する譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)に関する議案を本株主総会に改めて付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本制度への変更は、本株主総会で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る 定款変更議案が承認されることを条件としております。

記

1. 本制度の目的

本制度は、取締役(非業務執行取締役、監査等委員である取締役および社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とする制度です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、当社の取締役会決議により当社の普通株式について発行または処分を受けるものとします。

当社の取締役報酬等の額は、2021 年 6 月 25 日開催の第 77 回定時株主総会において、年額 500 百万円(うち社外取締役分は 50 百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と、また、上記金銭報酬額とは別枠にて、当社の取締役(非業務執行取締役および社外取締役を除きます。)を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度に基づき取締役(非業務執行取締役および社外取締役を除きます。)に対して支給される報酬総額を年額 100 百万円以内とする

ことについてご承認いただいて、今日に至っております。

当社は、本株主総会において監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、監査等委員である取締役を除く取締役および監査等委員である取締役それぞれの報酬額について付議するとともに、これとは別枠で本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬を支給することについて、本株主総会に付議することといたします。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬総額は、これまでの制度と同様、本株主総会に付議させていただく取締役(非業務執行取締役、監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。)の金銭報酬額とは別枠で、年額 100 百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年6万株以内といたします(なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。)。

各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。 また、本制度に基づき譲渡制限付株式を付与するにあたっては、当社の取締役の報酬等として普 通株式の発行または自己株式の処分が行われるものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み は要しませんが、対象取締役の報酬額は、1 株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京 証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直 近取引日の終値)を基礎として算出いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、 以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとい たします。

- ①対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以 上